

平成 27 年 9 月 11 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月11日（2日目）

- 日程第1 報 告 第 4 号 平成26年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 報 告 第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第3 議 案 第 49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
- 日程第4 認定議案第1号 平成26年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第5号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第7号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第11 議 案 第 50号 工事請負契約の締結について（篠島開発総合センター耐震等改修工事）
- 日程第12 議 案 第 51号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））
- 日程第13 議 案 第 52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定について
- 日程第14 議 案 第 53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 案 第 55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 案 第 56号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 案 第 57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 発議第63号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障関連法案の廃案を求める意見書
- 日程第25 発議第64号 憲法違反の安全保障関連法案の撤回を求める意見書
- 日程第26 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
8番	鳥居恵子	9番	松本保
10番	鈴川和彦	11番	榎本芳三
12番	榎戸陵友		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一

検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	林昭利
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	渡辺三郎	住民課長	宮地廣二
福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼 出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主査	保母公次
--------	------	----	------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨日、台風18号での南知多の被害について述べさせていただきましたが、帰ってみますと、茨城、栃木県の鬼怒川流域の堤防の決壊現場が映し出されておりました。大変な被害が出ていると思われれます。日本の気候の変化が大変気になります。

さて、ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 報告第4号 平成26年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

○議長（松本 保君）

日程第1、報告第4号 平成26年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、報告第4号 平成26年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

表をごらんください。

この健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられています。健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財

政規模に対する比率がパーセントで表示されます。健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっていますので、横棒のバーで表示しています。

次に、実質公債費比率は3.8%、将来負担比率は17.9%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えていません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、経営健全化計画の策定が義務づけられています。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えていません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第2 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（松本 保君）

日程第2、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）の件を報告します。

報告を求めます。

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

報告第5号 専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字豊浜地内で発生した町主催の健診会場における事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年7月30日付で専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

1. 相手方につきましては記載のとおりでございます。

2. 事故の概要は、平成27年6月1日午前10時10分ごろ、町主催の特定健診において、会場の人員整理を担当していた職員が採血の待合椅子を、混雑していた血圧測定の待合に椅子を並びかえていたところへ、問診を終えた当事者が採血の待合に着席しようとしたが、椅子を移動した後で、その場へ尻餅をつき、転倒し、仙骨、お尻の骨の一部ですけれども、骨折したものでございます。

3. 損害賠償費用及び和解の内容につきましては、(1)損害賠償合計額、金額が19万4,247円でございます。(2)の和解の内容は、町は、相手方の当該事象に係る治療に要した経費及び自宅療養に係る休業損害に係る経費等の支払いに応じるものでございます。

以上、報告いたします。

なお、住民の安全確保につきましては、今後も十分心がけるよう指導に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第3 議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

○議長（松本 保君）

日程第3、議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分についての提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由は、水道事業会計の未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分に当たり、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案理由の内容につきまして、下段にあります表をごらんいただきながら説明をさせていただきます。

未処分利益剰余金 6 億 4,995 万 5,388 円のうち 6 億 4,315 万 3,771 円及び資本剰余金 5,324 万 2,509 円のうち 4,688 万 1,009 円の合計 6 億 9,003 万 4,780 円を資本金へ繰り入れ、処分し、処分後の残高 680 万 1,617 円及び 636 万 1,500 円を繰越利益剰余金及び繰越剰余金として繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りします。本件については、会議規則第 37 条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 4 認定議案第 1 号 平成 26 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定**

**○議長（松本 保君）**

日程第 4、認定議案第 1 号 平成 26 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第 1 号 平成 26 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

「日本一住みやすい町」に向け、人口減少ストップを目標に、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持向上を目指した事業に積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成 26 年度の歳入決算額は 76 億 4,603 万 6,000 円で、前年度に比較し 4,456 万 2,000 円、0.6%の増額になりました。また、歳出決算額は 72 億 9,917 万 4,000 円で、前年度に比較し 1 億 6,159 万 2,000 円、2.3%の増額となりました。

翌年度に繰り越すべき財源825万4,000円を差し引いた実質収支額は3億3,860万8,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

決算説明書からまずお願いします。

54ページ、滞納処分費17万4,730円、その処分の対象について。

57ページ、職員手当過払いによる返還金があります。これはどういった事情で、何名ありましたか。

71ページ、マイクロバス運転業務委託料増額の要因について。昨年度より増額されています。その要因は。

実績報告書です。33ページ、空き家対策事業費ですけれども、助言及び指導と判定された方に対して、現在までにどのような対策をとられたか。

109ページ、青年就農給付金が6件ふえています。この新規の方は町内の方か、また町外の方、何名か、農業の内容はどのような内容であったか。

137ページ、都市計画区域、面積の変更があります。その要因について。

22ページ、町長対話室は、実施回数2回、3組、3人となっています。これはどのように検証しますか。

115ページ、小規模治山事業、23年からごみ処理が行われています。今回も行われていますが、その瓦れき処理の要因は何か、また今後も行われるのかということです。お願いします。

○議長（松本 保君）

税務課長、柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

それでは、決算説明書から所管ごとに順次答弁させていただきます。

それでは、まず税務課所管分について、54ページをお願いいたします。

4項雑入、滞納処分費17万4,730円でございますが、これは何かということかと思いますが、それと、この滞納処分費に対して対象になるものは何かという質問かと存じます。それについてのお答えをさせていただきます。

滞納処分費は、滞納処分にかかった費用を取立金から徴収するもので、具体的には、公売時に不動産鑑定等を委託した経費を公売代金から同額をいただいたものでございます。

お手数ですが、92、93ページをお願いいたします。

対になる経費といたしましては、93ページの右端、備考欄の上から2件、公売に伴う不動産等鑑定委託料16万2,000円、公売財産査定委託料1万2,730円でございます。不動産鑑定委託料は、愛知県共同公売をしたときの土地・建物の不動産鑑定で、公売財産委託は、自動車をインターネット公売したときの査定委託でございます。以上です。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

それでは引き続きまして、総務課所管分につきまして御答弁させていただきます。

決算説明書の57ページ、中ほど下でございます職員手当過払いによる返還金2万1,131円につきましては、何名分で、その理由はということでございますが、これにつきましては、育児休業者1人の住居手当、これにつきましては、本来日割りで計算してやるところを月単位で計算したため、その差額分をお返しいただいたものでございます。

続きまして71ページ、歳出に移りますが、71ページ中ほどにあります委託料のマイクロバス運転業務委託料、こちらにつきましては、昨年度対比いたしまして13万7,700円増額の98万8,200円となっておりますが、この増額の要因でございますが、これは入札による増でございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

それでは、実績報告書のほうに移らせていただきます。

まず、実績報告書の22ページ、町長対話室に関する御質問でございます。

町長対話室につきましては、町長の第1期目のマニフェストに掲げられた公約の1つでございます。平成24年7月に開設をいたしました。初年度は8回開催し、12組、21人の方が参加をいただきました。翌25年度は6回、6組、16人、そして、26年度は2回、3組、3人の実績でございます。

参加者数は減少しておりますが、対話室開設の目的は、常に住民の皆様の声を聞く窓を開き、町長との対話を通しまして相互理解を深めて、皆様の思いに寄り添う町政を行うためと考えておりますので、今後も引き続き実施していく考えでございます。

それぞれの方からいただきました御意見につきましては、行政の各担当部署のほうに伝えまして、改めて回答は、必要な御意見に対しましては、担当課の見解も踏まえて文書でお答えをしております。以上でございます。

**○議長（松本 保君）**

防災安全課長、石黒君。

**○防災安全課長（石黒廣輝君）**

続きまして、33ページの空き家対策事業費中、助言及び指導と判定された方に対し、現在までにどのような対策をとられたかについて答弁させていただきます。

危険度判定調査の結果、うち助言及び指導と判定された方39件に対しては、所有者を調査し、現在まで判明いたしました27件の方へ必要な措置を講ずるよう助言としての通知を発送させていただきました。なお、その他12件のうち1件は取り壊し対応済みで、11件につきましては、現在所有者の調査をしております。以上でございます。

**○議長（松本 保君）**

産業振興課長、川端君。

**○産業振興課長（川端徳法君）**

青年就農給付金の6件の増について御答弁させていただきます。

実績報告書109ページをごらんください。

下段の青年就農給付金でございますが、平成26年度は、個人14件、夫婦1件に対して給付をしております。そのうち平成26年度新たに就農給付金を受けられた方は6名ございまして、内訳といたしましては、町内の方が3名、町外の方が3名でございます。

農業の内容につきましては、皆さん露地野菜を栽培してみえます。キャベツ、ブロッコリー、タマネギ等の露地野菜を栽培しております。以上です。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

それでは最後、建設課所管の実績報告書の内容につきまして説明させていただきます。  
実績報告書の115ページをお願いいたします。

115ページ上段の小規模治山事業の関係でございまして、小規模治山事業のごみ処理の瓦れき処理、瓦れき類の処理は、その要因は何かという問い合わせだと思っておりますが、その内容につきましては、平成23年度から知多農林水産事務所が日間賀島龍海地内で治山事業を実施しております。内容は、土どめ工とか吹きつけ工を実施しております、この地区につきましては、日間賀島に最終処分場ができるまで不燃ごみの捨て場になっておいた関係で、その場所を掘削しますとごみが出てまいります。そのごみの処理を町のほうで負担しているというものでございまして、この治山事業の終了予定年度は平成28年度を予定しておりますので、28年度まではこのごみ処理経費は続くものと考えております。

続きまして、実績報告書の137ページの一番下段の関係でございまして。表でいきますと8-24表の関係でございまして。

都市計画区域の面積がふえているが、その要因は何かという問い合わせだと思っておりますが、これにつきましては、平成26年12月24日付で国土地理院より、南知多町の面積が38.25平方キロメートルから38.37平方キロメートルとなるという通知がございまして、0.12平方キロメートルふえたということで、都市計画区域のうち市街化調整区域で変更したものでございます。

以上で、実績報告書につきまして説明を終わります。

（挙手する者あり）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

1つだけ再質問したいと思います。

空き家対策なんですけれども、12件助言通知をしたということになっています。この空き家対策の中でもその12件、特にひどいところだと思わんですけれども、この年内に、助言通知以外に実際本人と会われて対処しなきゃいけないようなひどい地域があるんじゃないかと。

やないかと思うんですけれども、そういったとき、町としては出向かれて話をするのか、対面するのかなどをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長（石黒廣輝君）

先ほどの答弁の中で、27件の方に助言の通知をさせていただきましたということで、その中では特に大規模な修繕、あるいは除却の措置も含まれております。当然、今現在、通知後、本人と現場で会ったり、窓口でお話をさせてもらったりしておるケースがあります。当然、今後そういうものが必要なときは現場で話をするということは想定しております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第5 認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定**

○議長（松本 保君）

日程第5、認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度末の国民健康保険の加入者は7,490人で、その加入割合は、町の人口の38.8%であります。平成26年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は30万5,807円で、前年度の費用額に比較いたしまして844円、0.3%増加いたしました。また、1件当たりの費用額は2万4,752円で、前年度の費用額に比較いたしまして80円、0.3%減少いたしました。平成26年度の歳入決算額は30億549万9,000円で、前年度の決算額に比較して3,081万2,000円、1.0%の減額となりました。また、歳出決算額につきましては28億8,237万1,000円で、前年度の決算額に比較し4,104万7,000円、1.4%の減額となり、歳入歳出差引額は1億2,312万8,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第6、認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当しております。本町の平成26年度末の被保険者数は3,515人で、町の人口に占める割合は18.2%であります。

歳入の主なものは、保険料1億5,326万4,000円、歳出の主なものは、広域連合納付金2億1,825万8,000円であります。平成26年度の歳入決算額は2億2,326万8,000円、歳出決算額は2億2,154万2,000円となりました。歳入歳出差引額は172万6,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第7、認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施しておるものでございます。平成26年度末の第1号被保険者数は6,402人で、要介護・要支援認定者数は1,053人であります。また、平成27年3月利用分の居宅介護支援サービス受給者数は591人、地域密着型支援サービス受給者数は92人、施設介護サービス受給者数は185人となっており、その年間保険給付費は16億7,182万1,000円となりました。その結果、平成26年度の歳入決算額は18億7,264万9,000円で、前年度の決算額に比較し9,326万4,000円、5.2%の増額となりました。また、歳出決算額は17億9,724万7,000円で、前年度の決算額に比較し7,001万3,000円、4.1%の増額となりました。歳入歳出差引額は7,540万2,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 認定議案第 5 号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（松本 保君）

日程第 8、認定議案第 5 号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第 5 号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に  
つきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であり  
ます。平成26年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。  
その結果、平成26年度の歳入決算額は 1 億246万8,000円で、前年度の決算額に比較し  
252万2,000円、2.5%の増額となりました。また、歳出決算額は9,438万9,000円で、前  
年度の決算額に比較し142万3,000円、1.5%の増額となりました。歳入歳出差引額は807  
万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第 3 項の規定に基  
づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろ  
しくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会  
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第 5 号の件については、総務建設委員会に  
付託することに決定しました。

---

日程第9 認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（松本 保君）

日程第9、認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
つきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。平成26年度  
は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。その結果、平成26年度の歳入  
決算額は1億3,740万3,000円で、前年度の決算額に比較し111万2,000円、0.8%の減額  
となりました。また、歳出決算額は1億2,907万3,000円で、前年度の決算額に比較し  
3,307万8,000円、34.5%の増額となりました。歳入歳出差引額は833万円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基  
づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろ  
しく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会  
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に  
付託することに決定しました。

---

日程第10 認定議案第7号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（松本 保君）

日程第10、認定議案第7号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設設備の維持管理などに取り組み、施設の耐震化も図りました。平成26年度末の給水戸数は8,509戸、給水人口は1万9,561人であります。また、年間総給水量は、前年度比2.4%減の354万4,000立方メートルとなっています。その年間総有収水量は309万7,000立方メートルで、有収率は前年度より1.34ポイント下がり87.40%となりました。その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億6,261万円に対しまして支出7億6,137万円となり、差し引き124万円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入2億6,446万8,000円に対しまして支出は4億1,696万3,000円となり、その不足額1億5,249万5,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の平成26年度末残高は12億7,705万6,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第11 議案第50号 工事請負契約の締結について（篠島開発総合センター耐震等改修工事）**

**○議長（松本 保君）**

日程第11、議案第50号 工事請負契約の締結について（篠島開発総合センター耐震等改修工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

**○教育長（大森宏隆君）**

議案第50号 工事請負契約の締結につきまして提案理由を説明させていただきます。

1 ページの提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

提案の理由でございますが、篠島開発総合センター耐震等改修工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る8月26日に町内の5社で行っております。工事名は篠島開発総合センター耐震等改修工事、工事の場所は南知多町大字篠島地内でございます。

主な工事概要ですが、アの耐震補強としまして、増設壁及び開口部閉塞による補強等であります。イの屋上防水改修としまして、屋根押さえコンクリート撤去、改質アスファルト防水等でございます。ウの外壁改修は、浮き・爆裂・クラック部補修及び塗装等でございます。

工期は、平成28年2月15日まででございます。

請負契約金額は5,616万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は416万円で、請負契約者は株式会社石橋組であります。なお、2ページには入札結果をつけてございます。また3ページには、篠島開発総合センター耐震等改修工事として、

工事概要及び施工箇所の図面等をつけさせていただきました。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

工事の概要のところ、ア、イ、ウとありますけれども、それぞれ幾らぐらいの予算なのか教えていただきたいと思います。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それぞれの工事の概要ということでございます。

一応、共通経費等もございまして、正確にはわかっていないわけでございますけど、耐震補強工事がおおよそ300万円程度と承知しております。

それから、屋上防水工事としまして2,000万円程度だったというふうに思っております。申しわけございません。また後ほど資料として提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

ちょっとお聞きします。

榎戸君に、資料の提出が後ほどになるんですが、採決のほうを行ってもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第51号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第51号 財産の購入について（デジタル防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第51号 財産の購入につきまして提案理由の説明をいたします。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。デジタル防災行政無線戸別受信機 ―― 防災ラジオでございます ―― 500台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。入札につきましては、8月27日に7社による指名競争にて入札を行っております。

2の財産の概要です。購入する財産は、デジタル防災行政無線戸別受信機500台でございます。納入場所は南知多町役場で、納入期限は平成28年1月29日までです。契約金額は839万7,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額62万2,000円で、契約の相手方は、名古屋市名東区香流3丁目1013番地、三愛通信設備株式会社名古屋支店でございます。また、次の2ページには入札結果を、3ページには購入物品の概要をつけております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

済みません、入札は1回、2回やっているんだけど、これはどうしてですか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

1回目の入札では予定価格に達しませんでしたので、再度、次の日に入札をかけさせていただきまして、今度は入札予定価格に達したというものでございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定につきまして説明をいたします。

次の1ページから3ページまでは条例文でございます。その次の制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由につきましては、飲酒運転検挙者数は2014年、県下で6位と上位であったこと、知多半島でも飲酒運転根絶の機運が高まってきたことを踏まえ、本町においても飲酒運転根絶のための措置を講ずることについて、町、町民等、事業者及び酒類提

供者が一体となって、町内における飲酒運転根絶の活動を推進し、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる町民生活を実現するため、本条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容は、(1)目的に関する規定については、飲酒運転根絶のための措置を講じ、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる町民生活の実現を図ることを目的とするもので、条文は第1条関係であります。

(2)町の責務及び職員の率先垂範に関する規定については、町の行う飲酒運転根絶に関する総合的な施策や関係機関と連携した効果的な活動の実施を規定し、職員においては、率先して飲酒運転根絶に取り組むことを規定したもので、条文は第3条及び第4条関係であります。なお、南知多町の職員とは、常勤・非常勤を問わず南知多町で勤務する者及び町長や町議会議員等全ての特別職にある者が率先して飲酒運転根絶に取り組み、模範を示すことが大切としております。

(3)町民等、事業者及び酒類提供者の責務に関する規定については、町民等、事業者及び酒類提供者に対する飲酒運転防止や飲酒運転根絶のための措置、町の行う施策等への協力を規定したもので、条文は第5条、第6条及び第7条関係であります。

(4)飲酒運転根絶町民運動の日に関する規定については、飲酒運転根絶町民運動の日を定めることとし、関係機関と連携し、施策等を実施することを規定したもので、条文は第8条関係であります。

3. 施行期日等は(1)で、施行期日は周知期間を置くため平成27年12月1日としております。

今後、事業者及び酒類提供者、主に商工会、観光協会に向け会議を開催し、条例の趣旨を説明し、協力を依頼してまいります。また、飲酒運転根絶決起大会の施行に合わせ開催していくこととしております。

(2)南知多町交通安全条例の一部改正は、交通安全条例第11条において、飲酒運転の根絶について、町、町民等及び事業者の努力義務が定められておりますので、「飲酒運転根絶のため、町、町民等及び事業者は、南知多町飲酒運転根絶に関する条例の規定を順守する」と改正し、飲酒運転根絶については、新たな条例により推進することといたします。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

12番、榎戸君。

○12番(榎戸陵友君)

第8条の中で飲酒運転根絶町民運動の日とありますけれども、こういった内容ですか。

内容は決まっていますか。

○議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

○防災安全課長(石黒廣輝君)

運動の日につきましては、今後協議をさせていただき予定でおりますので、よろしく  
お願いします。

○議長(松本 保君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会  
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、総務建設委員会に付託  
することに決定しました。

---

日程第14 議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第14、議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例についての件を  
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。(1)は、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるもので、いわゆる第7条関係であります。(2)は、「国若しくは」の文言を削るもので、第7条関係であります。

3. 施行期日は、公布の日から施行するものであります。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時45分までといたします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（松本 保君）

会議を再開いたします。

日程第15 議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容です。特定警察職員等 ―― これにつきましても警察と消防職員が該当してきまして、階級では、警察では警部、消防署では消防司令、知多南部消防署では署長以下の職員でございます ―― の定義のために引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改めるもので、附則第2条関係であります。

3. 施行期日は、平成27年10月1日であります。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第16 議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について**

**○議長（松本 保君）**

日程第16、議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

**○総務部長（大岩良三君）**

それでは、議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。(1)は第1条の改正で、アの特定個人情報の定義に係る規定の追加は、(ア)の特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報で、個人番号を含んだ内容の個人情報であります。第2条関係であります。(イ)の保有特定個人情報とは、特定個人情報であって保有個人情報に該当するもので、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に利用するものとして実施機関が保有しているものです。第2条関係であります。

イの保有特定個人情報の利用の制限に係る規定の追加は、実施機関は特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならないとするもので、第7条の2関係であります。

ウのオンライン結合による特定個人情報の提供に関する規定の改正は、特定個人情報については、オンライン結合による提供制限の適用除外とするため、「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加えるもので、第9条関係であります。

エの保有特定個人情報の開示請求等を行うことができる代理人の範囲に係る規定の改正は、保有特定個人情報について、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を認めるため、「法定代理人」に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加えるもので、第15条、第29条及び第37条関係であります。

オの特定個人情報及び情報提供等記録の利用停止請求に関する規定の改正は、番号利用法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めるため、「第7条の規定に違反して利用されているとき」を「第7条若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」に改めるもので、第37条関係であります。

(2)は第2条の改正で、アの情報提供等記録の定義に係る規定の追加は、情報提供等記録とは、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいうもので、第2条関係であります。

イの事案の移送に関する規定の改正は、情報提供等記録について、移送に関する手続を適用除外とするため、第24条第1項及び第35条第1項中「情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加えるもので、第24条及び第35条関係であります。

3. 施行期日であります。施行期日は、平成27年10月5日とする。ただし、(1)第1条中南知多町個人情報保護条例第17条第2号ウの改正規定、同条第8号オの改正規定及び第23条の改正規定は公布の日とし、(2)第2条中の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第55号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第17 議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

### ○議長（松本 保君）

日程第17、議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

### ○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。(1)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の整備で、様式等に個人番号、法人番号を追加するものでございます。ア、納付書及び納入書に関する整備は第2条関係であります。イ、町民税の申告・減免に関する整備は第35条の2及び第49条関係であります。ウ、固定資産税の申し出・減免・申告に関する整備は第59条の2、第59条の3、第65条、第67条の2、第67条の3及び附則第10条の3第1項から第9項関係であります。エ、軽自動車税の減免に関する整備は第80条及び第81条関係であります。オ、特別土地保有税の減免に関する整備は第125条の3関係であります。カ、入湯税に係る特別徴収義務者の申告に関する整備は第147条関係であります。

(2)たばこ税の特例の規定として、ア、紙巻きたばこ3級品の税率を低くする特例措置を廃止するもので、附則第16条の2関係であります。イ、附則第5条の規定により税

率を平成31年4月1日まで4段階で引き上げるもので、下表に数値を示してあります。  
なお、米印で紙巻きたばこ3級品の銘柄を示しております。エコー、わかば、しんせい、  
ゴールデンバット、うるま、バイオレットの6銘柄であります。

3. 施行期日等として、(1)施行期日は平成28年1月1日とする。ただし、第25条第  
2項の改正規定 ―― これは町民税の納税義務者等の規定であります ―― 並びに附則  
第4条第1項 ―― これは納期限の延長に係る延滞金の特例の規定であります ―― 及  
び第16条の2の改正規定 ―― これはたばこ税の特例措置の規定であります ―― 並び  
に改正附則第2条第4項及び第5項の規定 ―― これは法人町民税の申告の規定であり  
ます ―― は、平成28年4月1日とするものであります。(2)は町民税に関する経過措  
置が、(3)は固定資産税に関する経過措置が、(4)は軽自動車税に関する経過措置が、  
(5)は町たばこ税に関する経過措置についてであります。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、後ほど  
ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会  
に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号の件については、総務建設委員会に付託  
することに決定しました。

---

日程第18 議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の整備として、様式に個人番号を追加するもので、第26条関係であります。

3. 施行期日は平成28年1月1日であります。

なお、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

**○厚生部長（渡辺三郎君）**

議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2. 改正の内容です。(1)第1条の改正については、番号利用法第7条において個人番号の指定と通知カードによる本人への通知について規定されており、通知カードによる通知は、初回は無料で交付されますが、再交付については有料とし、1件当たり500円とするものであります。

(2)の第2条の改正については、番号利用法第17条において規定する個人番号カードの交付は、初回は無料で交付されますが、再交付については有料として、1件当たり800円とするものであります。なお、個人番号カードの交付以降は住民基本台帳カードの交付は行われなため、同カードの交付手数料、1件当たり500円の規定を削除するものであります。

第1条及び第2条の改正は、南知多町手数料条例の別表第1条関係であります。

3の施行期日は、平成27年10月5日であります。ただし、第2条に規定する個人番号カード再交付手数料の追加及び住民基本台帳カード交付手数料の廃止については、平成28年1月1日とするものであります。

次のページに、この条例の新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(挙手する者あり)

11番、榎本君。

○11番(榎本芳三君)

ちょっと聞きたいんですが、これは、例えば住所が他町村へ渡った場合は、この番号のまま使用できるのでしょうか。

○議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

○住民課長(宮地廣二君)

ただいまの住所が変わった場合ということでございますが、この個人番号につきましては、一応、基本的には一生変わることのない永久の番号になりますので、このカードを持って新しい住所地において、裏書きのほう、運転免許証でもありますが、裏面のほうへ新しい住所を記載するという形になりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長(松本 保君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

再交付の場合500円というふうになるんですけど、またこの金額の根拠は何ですか。

(「委員会でしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(松本 保君)

同委員会ということで取り消しといたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第58号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第20、議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,641万円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをごらんください。

3. 歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子衛生費41万1,000円の増額補正であります。平成26年度の未熟児養育医療給付費と国庫負担金及び県費負担金の精算に伴います国及び県への返還金であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費50万円の増額補正であります。これは、青年就農給付金（経営開始型）の受給者が、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていたことが判明したため、重複期間に係る給付金を県へ返還するものであります。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費1,116万8,000円の増額補正であります。これは、アスベスト含有量調査を行った結果、町公民館内海分館地下1階及び1階の空調設備配管断熱材等にアスベストを含有した資材が使用されていたことが判明したため、アスベストの除去工事を行う経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

2. 歳入であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,099万7,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして繰入金を減額するものであります。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金578万円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金126万2,000円及び3目介護保険特別会計繰入金1,423万4,000円は、それぞれの特別会計の平成26年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金であります。

次に、19款諸収入、4項雑入、3目雑入50万円の増額補正であります。これは、歳出で説明しました青年就農給付金（経営開始型）の重複期間に係る受給者からの返還金であります。

20款町債、1項町債、4目教育債1,130万円の増額補正であります。歳出で説明しました町公民館内海分館アスベスト除去工事に係る町債を追加するものであります。

以上で歳入の説明を終わり、次に4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。

先ほど歳入の20款町債にて説明させていただきました事業の地方債の追加であります。一般会計の地方債残高は、12ページにありますのでごらんいただきたいと思えます。

表の一番下段の右端になります。平成27年度末現在高見込額は63億7,573万1,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

#### ○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第21、議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,878万円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、10款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は578万円の増額補正であります。これは、平成26年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、超過交付となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきましては、同じページの上段をお願いいたします。

2. 歳入、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は578万円の増額補正であります。これは、平成26年度の国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第60号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第22 議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（松本 保君）**

日程第22、議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

**○厚生部長（渡辺三郎君）**

議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,572万6,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

6ページ、7ページの中段をごらんください。

3. 歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は46万4,000円の増額であります。これは、平成26年度に賦課した保険料について、本年4月11日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、下段の3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は126万2,000円の増額補正であります。これは、平成26年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、超過交付となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。同じページの上段の表をごらんください。

2. 歳入、3款繰越金、1項、1目繰越金は172万6,000円の増額補正であります。これは、前年度からの繰越金で、先ほど歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第23 議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（松本 保君）**

日程第23、議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

**○厚生部長（渡辺三郎君）**

それでは、議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,540万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,340万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

2 段目の 3. 歳出、5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金につきましては3,576万円の増額補正であります。これは、平成26年度の介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金につきましては2,540万8,000円の増額補正であります。これは、平成26年度の介護保険特別会計決算に伴い保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金につきましては1,423万4,000円の増額補正であります。これは、平成26年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。このページの上段をごらんください。

2. 歳入、7 款繰越金、1 項、1 目繰越金は、平成26年度の介護保険特別会計の決算剰余金7,540万2,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 発議第63号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障関連法案の廃案を求める意見書

○議長（松本 保君）

日程第24、発議第63号 憲法の平和主義・立憲主義に反する安全保障関連法案の廃案を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

意見書発議理由を述べさせていただきます。

国民の生命と安全を守るために最低限の武器を持って外敵の侵入を塞ぐことは憲法上も認められています。そのため、最低限武力保持が憲法第9条にいう戦力不保持に含まれているとされていても、今回の安全保障関連法案は、集団的自衛権の行使を言いわけにして別の国に戦争を仕掛けることを意味しています。これは、他国間で始まった戦争を、日本が一方的に買って他国間に攻撃を加えることであり、日本が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆される明白な危険がある場合だと言おうが、日本から攻撃を受ける相手にとっては、日本からの一方的な武力攻撃、戦争です。これは、日本の領土、領空、領海内において不正の侵略を行う他国に対する防衛、すなわち憲法で認めている個別自衛権の行使とは全く違うものであり、明白に憲法の平和主義に反しています。

また、もう1つ問題の盲点は、政権を担う者が個人的な欲望やわがままのために権力を振り回すことが許されるのか、それとも国民一人一人の生命と安全に責任を負って定められたルールにのっとり合理的な決定をするものかということです。本当に国民に犠牲を求めるならば、まず憲法の改正を国民に問い、その上で、できることとできないことの見きわめがついた法律を提案すべきです。

憲法も法律も、その時々で内閣が勝手に解釈して好きなこと、たまたま個人的に必要だと判断したことが何でもできるという体制をつくるならば、それは独裁制であり、民主主義や立憲主義や法治主義とは言えない国をつくり上げているということでもあります。

私たちの次の世代の子供たちを戦争に行かせる可能性のあるこの法案を、そんなに簡単に内閣だけの解釈で決めてはならないと思います。また、今いろいろな場面で南知多町民に今回の法案について話をすると、多くの町民も同様に、この法案が憲法の平和主義、立憲主義についてどうなのか、このような違憲性のある法案を今国会で成立させることにどうなのかという疑問を持っています。

町議会で議論するときにも数多くの議員から、住民の意見が大切、住民に納得してもらうことが大切という意見が数多く出ます。私もそのとおりだと思います。今回の法案について、多くの町民の世論を反映させるため、南知多町議会から安全保障関連法案廃案の意見書を提出することを発議します。

○議長（松本 保君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第63号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

---

日程第25 発議第64号 憲法違反の安全保障関連法案の撤回を求める意見書

○議長（松本 保君）

日程第25、発議第64号 憲法違反の安全保障関連法案の撤回を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

提案理由を申し上げます。

憲法前文や第9条に照らして憲法違反であるばかりか、98条からは効力も有しない。第1に、政府の行為で始めること、第2に、武力による威嚇または行使に当たるからです。以上のことは、日本の憲法学者の9割が違反と認め、反対していることから疑う余地がありません。

私たち議員も第99条に照らすと、憲法擁護の義務があり、これを放棄して政府と同じ憲法違反を犯すこととなります。私たち地方議員は、国民に負っている公務員の一番大事な義務から安全保障関連法案を撤回するよう政府に厳粛に求めるものであります。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を発議いたします。以上です。

○議長（松本 保君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第64号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

---

日程第26 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（松本 保君）

日程第26、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

10番、鈴川和彦君。

○10番（鈴川和彦君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字日間賀島字永峯11番地、南知多町教員組合執行委員長、木村好伸初め103名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全教育に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題も直面しています。昨年度、文部科学省は、10年間で3万1,800人の定数改善を図る「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編成基準の引き下げなど、少人数学級の推進については触れられておらず、不十分なものでした。さらに政府予算においては、500人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、昨年度を上回る、子供の自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては大変不満の残るものとなりました。小人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子供にきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請願事項1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。  
以上、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 散会 11時38分 ]